作成例１５

変 更 条 文 新 旧 対 照 表

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 新 園 則 （収容定員） 第１０条 この幼稚園の収容定員は２００人と  　する。  （※認可事項）  （教職員組織） 第１１条 この幼稚園に次の教職員を置く。  １ 園 長  ２ 教 諭 ４人以上  ３ 助教諭 １人以上  （以下省略） （園児納付金） 第１９条  　入園料 35,000円  　保育料 月額12,000円（但し、３才児は  　　　 　　　　　　　13,000円）  　　附　　則  この園則は、平成２４年４月１日から施行する。  　　附　　則  この園則は、令和３年４月１日から施行する。  　ただし、令和３年度からの新入園児に係る入園料については、令和２年１１月１日から施行する。 | 旧 園 則 （収容定員）  第１０条 この幼稚園の収容定員は１２０人と  　する。    （教職員組織）  第１１条 この幼稚園に次の教職員を置く。  １ 園 長  ２ 教 諭 ２人以上  ３ 助教諭 １人以上  （以下省略） （園児納付金）  第１９条  　入園料 30,000円  　保育料 月額10,000円（但し、３才児は  　　　　　　　　 　　12,000円）  　　附　　則  　この園則は、平成２４年４月１日から施行する。 | | |
| 注・入園料の変更がある場合のみ  ただし書き以下を加えて下さい。  （入園料は、１１月に徴収するため）  注・過去の変更年月日についても  削除せずに残しておき、変更があ  る度に積み重ねていって下さい。 |  |  |
|  |
|  | |